

## 公立大学法人による附属学校の設置について（案）

### 1. 今回の検討の経緯について

#### (1) 公立大学法人制度について

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を創設し、透明で自律的、弾力的な運営を行わせるとともに、適切な事後評価と見直しを行い、業務の効率性や質の向上を図ることを目的とし、地方独立行政法人法の制定により、平成16年4月に創設された。

公立大学法人制度は、地方独立行政法人制度の一類型として、地方独立行政法人法において制度化されたものである。

このことにより、地方公共団体の選択によって、公立大学の設置者を公立大学法人とすることが可能となった。

公立大学法人制度においては、国立大学法人の制度設計にならない、大学の教育研究の特性を踏まえた特例（学長選考機関、経営審議機関、教育研究審議機関等）を設けている。【参考資料1】

#### (2) 検討の経緯について

地方分権改革に関する地方公共団体からの提案等として、近年、公立大学法人による附属学校の設置等を可能とすることが求められており、今回、これらの提案を踏まえ、附属学校の設置の在り方について、初等中等教育分科会のご意見を伺うもの。

なお、総務省においても、地方公共団体からの上記の要望が出ていること等を踏まえ、平成27年4月、総務省に「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」が設置され、公立大学法人制度の在り方についても検討が行われている。

## 2. 公立大学法人による附属学校の設置について

### (1) 現状

公立大学法人については、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができないこととされている。一方、国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより国立大学の附属学校を設置することが可能となっている。【参考資料2】

これは、従来、地方公共団体が直接設置する公立大学の附属学校については、一般の公立学校と同様に、地方公共団体が設置し、教育委員会が管理しており、公立大学法人による附属学校の設置を可能とすることについては、

- ① 公立大学法人が設置する学校となる場合、教育委員会の管理から外れることとなるが、その場合の学校の管理体制の在り方
- ② 教職員の身分、採用や異動等の人事の取扱い（公立大学法人が設置する学校となる場合、当該学校の教職員が非公務員の扱いとなり、教育委員会による通常の採用・異動では対応できない）などの検討が必要な課題が存在したことから、見送られたものである。

このため、公立大学法人化以前から存在する附属学校は、名称は「〇〇大学附属」であっても、その位置付けとしては、当該公立大学法人を設立する地方公共団体が設置し、管理する学校として存続している。【参考資料3】

### (2) 地方公共団体からの要望（平成27年地方分権改革提案）

兵庫県（附属中学校・高等学校を設置）及び新潟県（附属幼稚園を設置）より、大学と附属学校との一体的な教育研究組織としての効率的な運営等のため、地方公共団体が設置・管理する附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置することを可能とするよう、要望。

### (3) 検討の方向性等

本年4月施行の新たな地方教育行政の制度においては、大学は首長が、地方公共団体設置の学校は教育委員会が、それぞれ執行機関として引き続き所管するとともに、総合教育会議の開催等を通じて両者が一層連携して教育行政に当たることとされた。

このことも踏まえ、公立大学法人による附属学校の設置に係る課題については、

- ① 公立大学法人の設置する公立大学の附属学校については、国立大学法人の例に準じて、その設置・管理の在り方を設計することが適当と考えられること、また、他の学校と同様、教育基本法、公職選挙法、学習指導要領等が適用されること、
- ② 公立大学法人の教職員の人事の取り扱いについては、国立大学法人の例にもみられるように、教育委員会とも協力することも考えられること

などから、国立大学法人の設置する附属学校の制度を参考として制度設計の検討を行うこととしてはどうか。

なお、公立大学法人による附属学校の設置を制度上可能とした場合でも、現在、名称において公立大学法人設置の大学の附属学校となっている地方公共団体設置の学校を、当該公立大学法人の設置する大学の附属学校として移管するかどうかは、公立大学法人及び公立大学法人の設立団体である地方公共団体の判断に委ねられることとするよう留意する。

#### 【参考】 制度設計の比較

	国立大学法人設置	地方公共団体設置
目的・役割	附属学校の性質に鑑み、①実験的・先導的な学校教育、②教育実習の実施、③大学・学部における教育に関する研究への協力に関する役割を担う	教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を図るため、学校教育を地域的な偏りなく継続的・安定的に提供する役割を担う
設置	国立大学法人法に基づく文部科学省令により設置	地方公共団体が条例により設置
設置者	国立大学法人	地方公共団体
教育課程	学習指導要領に基づき学校長が編成	学習指導要領に基づき学校長が編成
教科書	学校長が採択	教育委員会が採択
教職員身分	非公務員	公務員
教職員人事	国立大学法人が実施 (教育委員会とも協力)	教育委員会が実施